

別 記

様式第 1 号（第 4 条関係）

守山市図書館協議会開催のお知らせ

守山市図書館協議会条例（規則等）に基づき、図書館の運営について協議するため、下記のとおり、守山市図書館協議会を開催します。

傍聴を希望される方は、下記の手続にしたがって傍聴をすることができます。

1 日 時 令和 4 年 2 月 18 日（金）午後 1 時 30 分から午後 3 時まで

2 場 所 守山市立図書館 多目的室

3 議 題

(1) 報告事項 ア 令和 3 年度 10 月以降の図書館の運営状況について

イ 図書館開館 3 周年記念行事開催結果報告について

ウ 令和 3 年度図書館利用状況について

(2) 協議事項 ア 令和 4 年度運営方針および活動計画（案）について

4 傍聴者の定員 3 人

5 傍聴の手続：

傍聴を希望される方は、上記の開催日の前日までに、下記問い合わせ先へ電話、FAX で予約をしてください。傍聴希望者が定員を超えた場合は、先着順となります。

なお、新型コロナウイルスの感染状況によっては中止とさせていただく場合がございます。

6 議事録の公開：

会議の開催結果については、図書館および公文書館で議事録を備え付け、閲覧に供する予定です。

7 問い合わせ先 守山市立図書館

電話・有線 583-1639

FAX 583-6949

傍 聴 要 領

守山市図書館協議会

守山市図書館協議会を傍聴される方は、次の事項を遵守してください。

1 傍聴する場合の手続

- (1) 守山市図書館協議会の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で住所および氏名を記入し、会長の許可を受けてください。
- (2) 傍聴者希望者が定員を超えた場合には、先着順とします。
- (3) 傍聴の許可を受けた方は、係員の指示に従って、会議の会場へ入場し、所定の席に着席してください。

2 傍聴する際の遵守事項

会議の傍聴に際しては、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴すること。拍手その他の方法により賛成、反対等の意向を表明しないこと。
- (2) 飲食、（喫煙）等をしないこと。
- (3) 会長が認めた場合以外は、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (4) その他会場の秩序を乱したり、会議の支障となる行為をしないこと。
- (5) 非公開となる議題の前に指示があったときは、速やかに会場外へ退席すること。

3 会議の秩序の維持

- (1) 2 の事項を遵守するほか、会場内では、係員の指示に従ってください。
- (2) 遵守事項に違反した場合には、注意を促します。なお、注意に従わないときは、退席していただくことがあります。

4 その他

不明な点があれば、係員にお問い合わせください。

担当課等	守山市立図書館
連絡先	電話 583-1639